

高齢者世帯エアコン設置費等助成金

住宅における高齢者の熱中症発症を予防し、高齢者の安全で安心な生活を支援するために、エアコンのない住宅に居住する高齢者世帯に対して、エアコンの購入設置費用を助成（限度額8万円）します。

助成対象世帯（次のすべてに該当する世帯）

- 市内に1年以上居住している65歳以上の高齢者のみの世帯
- 現に居住する住宅にエアコンが設置されていないまたは故障などにより使用できるエアコンがない世帯
- 世帯員全員が市税を滞納していない世帯

申請方法 エアコン購入前に、所定の申請書と見積書などの必要書類を添付してください。

申請期限 9月30日(木)まで

※詳しくは市ホームページ（ID:9342）をご覧ください。

高齢者補聴器購入費助成金

高齢者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加および地域での交流を促進するために、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対して、補聴器の購入費用の一部を助成（限度額5万円）します。

助成対象世帯（次のすべてに該当する人）

- 市内に居住している65歳以上の高齢者
- 住民税が非課税である世帯
- 聴覚機能の障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- 両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満または耳鼻咽喉科医師から補聴器が必要と認められた人など

申請方法 補聴器購入前に、所定の申請書と見積書などの必要書類を添付してください。

※詳しくは市ホームページ（ID:13091）をご覧ください。

高齢者介護用品給付事業

介護用品を使用している在宅高齢者などの福祉の向上およびその家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつなどの購入に使用できる泉佐野市介護用品給付券を発行しています。

給付内容 市より1人あたり月額5,000円（要介護2は2,500円）の給付券を交付します。交付された給付券と引き換えに、市に登録されている指定事業者から希望用品を購入してください。

対象（市内に居住し、住民税が非課税の介護保険被保険者で次のすべてに該当する人）

- 要介護2～5
- 在宅で常時紙おむつを使用している人
- おむつの使用が必要であると認められた人（担当ケアマネもしくは主治医が必要と認めた人）
- 同一住所にある人全員の住民税所得割が0円

※生活保護受給者は対象外

申請方法 申請書を提出してください。本人または親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※詳しくは市ホームページ（ID:17262）をご覧ください。

重度障害者タクシー料金助成

在宅の重度障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のため、タクシー利用券を配布します。

助成内容 乗車1回あたり、運賃が最大680円が割引されるチケットを2枚/月（年間最大24枚分）配布します。

対象者（次のすべてに該当する人）

- 身体障害者手帳を所持する人で、その障害程度が下肢・体幹・視覚・内部障害で1級・2級に該当する人、療育手帳A判定の認定を受けた人または精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人
- 市内に住所のある人

●次の施設に入所していない人…障害者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、介護医療院、更生保護施設

申請方法 障害者手帳を持参し、申請書を提出してください。

※詳しくは市ホームページ（ID:10658）をご覧ください。

